

屋外広告物変更許可申請書

平成 年 月 日

南種子町長 殿

申請者 千

住 所 (事業所の所在地)

氏 名 (事業所の名称及び代表者) 印

電話番号

屋外広告物を変更の上表示したい(屋外広告物を掲出する物件を改造の上設置したい)ので、関係書類を添えて申請します。

広告物の種類			数 量	個(数)	
表示又は設置場所	熊毛郡南種子町 番地				
	用 途 地 域				
	禁止又は制限地域の区分	第1種禁止地域 第1種制限地域	第2種禁止地域 第2種制限地域	第3種禁止地域 第3種制限地域	
表示又は設置期	平成 年 月 日 から平成 年 月 日まで				
管 理 者	氏 名 電話番号				
現在の許可状況等	当初許可年月日	平成 年 月 日			
	現在の許可番号	第 号			
	現在の許可期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで			
変更の内容	変 更 前				
	変 更 後				
変更の理由					
他の法令による許可等	許可の種別	根拠法令	許可番号	許可年月日	備 考
	工作物確認	建築基準法			
	道路占用許可	道 路 法			(国, 県, 市町村道)
	道路使用許可	道路交通法			
	その他()				
添 付 書 類	1 形状, 寸法, 材料及び構造を表した図面。(建物利用の場合は, 建物との関係を表示すること。) 2 意匠, 色彩並びに表示の寸法及び面積を表した図面。 3 その他 ()				
変更許可の条件			受 付 印	許 可 印	
備 考	1 申請者は, 印の欄には記入しないでください。 2 申請書の記入欄が不足する場合は, 別紙としてください。 3 この処分に不服がある場合は, この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に, 南種子町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申し立てをし, 又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより, この処分があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に, 南種子町を被告として(訴訟において町を代表する者は南種子町長となります。)処分の取り消しの訴えを提起することができます。ただし, 異議申し立てをした場合には, 処分の取り消しの訴えは, その異議申し立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6カ月以内に提起しなければなりません。 4 氏名を自筆で記入したときは, 押印を省略することができます。				